

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中!!

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

非常勤職員を失業の危機にさらす 2015年3月末解雇阻止! 5年上限撤回!

☆～☆INDEX☆～☆

1頁

「アンケート調査」報告

2頁

・「定年まで働ける」は
 大学全体の認識

・毎日放送「VOICE」放映

・「抗議および団体交渉要求書」

3頁

・石橋組合員の訴え

・全国署名第1次集約提出

4頁

・中労委・棄却命令取消訴訟

・非正規労働者の談話室

・編集後記

「解雇は不当だ」の声渦巻く!!
 緊急「アンケート調査」に
 504件の回答!!

ご協力あり
 がとうござ
 いました。

大阪大学で働く労働者の皆さん、この8月に実施した「大阪大学の『非常勤職員』の雇用期限撤廃に向けた『アンケート調査』」にご協力ありがとうございました。3300名の事務系・技術系等の職員（常勤・非常勤・派遣等）を対象に約3100枚を配布しましたところ、非常勤職員435件（派遣職員等含む）と正規職員69件、合計504件の回答が寄せられ、私たちはこの反響の大きさに驚いています。今回のアンケート調査には、派遣職員の人たちからも多数の回答をいただきました。同じ係内で、正規、特任、長期、短期、派遣等と身分がバラバラな労働者が混在して働いている実態が浮き彫りになりました。現在、集計を開始したばかりですが、関心の大きい設問に関して報告します。

詳しい集計結果や自由記述の内容は、今後、阪大分会HPにて掲載する予定です。その他、HPの充実も検討しておりますので、ぜひご覧ください。（阪大分会HPアドレス <http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>）

非常勤職員の8割が雇用期限撤廃、 7割が通勤費実費支給を要求!!

身分の内訳は長期非常勤職員36名、短期非常勤職員316名、特任職員40名、正規職員69名、その他29名、無回答14名でした。非常勤職員の皆さんの最も切実な要求は、雇用期限撤廃と通勤費実費支給でした。

非常勤職員の78.3%（340名）が雇用期限撤廃を願い、通勤費実費支給についても70.5%（306名）が切実に要求しています。「お知らせ」についての記述および自由記述欄にも雇用期限と通勤費について意見がびっしりと記入されています。

そこで、私たちは雇用期限撤廃と通勤費実費支給を緊急の労働条件改善問題として、石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇問題とともに、9月22日に大学に要求書を提出しました（2頁参照）。



「定年まで働ける」は大学全体の認識だった!!

「お知らせ」問題の記述は303名、自由記述は155名、ありました。

2015年3月末解雇に関して、「解雇は不当だ」「非常勤職員のほぼ全員が女性。女性の労働権利の侵害だ」「長期非常勤職員という言葉にも、そもそも違和感がある。長期で必要な業務があるのなら常勤にすべきだ」「大学に何のメリットがあるのか」などと不満と怒りの声がたくさん書いてありました。大学の雇用政策に関しても「人を大事にしていない」「『ブラック』大学だ」などと、正規職員からも法人化後の強権的な管理強化のもと、労働法なきに等しい労働環境の実情を厳しく指摘する声が多くありました。

「2009年の『お知らせ』以前に『定年まで働ける』と思っていたかの設問には、9割の長期非常勤職員(34人)は「定年まで働ける」と認識し、3割の正規職員(22人)も同じ認識でした。その理由は、長期非常勤職員11人と正規職員3人が大学から「直接聞いた」と回答し、さらに9人の正規職員は「すでに長く働いていたので、当然働き続けられると思っていた」「周囲がそう認識していた」と回答しています。つまり「お知らせ」前までは、長期非常勤職員は「定年まで働ける」という認識と期待を持ち、将来の生活設計を描いて働いてきたのであり、人事担当者をはじめ現場の職員も「定年まで働ける」と認識していて、大学全体の認識になっていたことを証明しています。石橋組合員も2007年4月の契約更新に関しての意向確認の際に(2006年12月)、人間科学研究科の担当係長から「定年まで働ける」と、はっきりと聞いていました。

みなさん、約170名の長期非常勤職員2015年3月末解雇阻止の闘いは、この半年の闘いにかかっています。私たちは石橋組合員ら長期非常勤職員を失業の危機にさらしている阪大を絶対に許すことはできません。石橋組合員は解雇を阻止するために裁判も辞さず闘う決意でいます。どうか、支援・連帯くださいますようお願いいたします。

7月18日、毎日放送 VOICE で放送されました!!



WWN(ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク、住友系男女差別賃金裁判勝利和解を勝ち取る)は、全国の非正規女性100人インタビューをおこない、その実態をマスコミに訴える活動をしていて、石橋組合員もインタビューを受けました。阪大の長期非常勤職員の大量解雇攻撃を知ったWWNのメンバーは、「あまりにもひどすぎる」、「もっと社会的に訴えるべきだ」と強調されました。

7月18日、VOICEは「女性の雇用格差」としてWWN非正規調査の様態を放送し、石橋組合員の解雇阻止を訴える姿が映し出されました。VOICEの司会者は「雇用格差解消には同一労働同一賃金が必要である」とまとめていました。このように阪大の長期非常勤職員大量解雇攻撃に対する社会的批判は高まるばかりです。

9月22日提出の「抗議および団体交渉要求書」(抜粋)

「アンケート調査」で明らかのように、学内には「解雇は不当である」という声が渦巻いている。大学は真摯に受け止め、誠実に団交をおこなうこと。

- (1) 石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇問題について
 - ①「お知らせ」の一方的強行実施を撤回し、長期非常勤職員を2015年4月以降も継続雇用すること。
 - ②「お知らせ」問題について、一から団体交渉をおこなうこと。
 - ③大学が「定年まで働ける」と発言した事実を認めること。
 - ④2015年3月末に雇止めされる長期非常勤職員の正確な人数を明らかにすること。
 - ⑤8月26日提出の全国署名に対する考え方・評価を明らかにすること。
- (2) 長期非常勤職員・短期非常勤職員の緊急の労働条件改善問題について
 - ①雇用期限を撤廃し、「6年上限」「5年上限」を撤回すること。
 - ②2009年4月採用(「6年上限」)の短期非常勤職員について、2015年3月末雇止め解雇をせず、継続雇用すること。
 - ③非常勤職員全員に対して通勤費を実費支給すること。

今こそ、声をあげ続けよう 人科 石橋組合員

9月21日におこなわれた「非正規職差別・女性差別撤廃全国集会」で、「2015年3月末解雇まで、あと半年あまりとなりました」と話し始めた。5月1日阪大でおこなったメーデーのときも「1年を切りました」などと話をした。

それでも「あと半年」をリアルには感じていなかったと思う。最近、同じ職場の非常勤職員に昔の話をよくしている気がする。「以前は、こうやったんやで」と。10年もいると私しか知らない図書室の歴史というものがたくさんある。少しでも伝えておかないという気持ちがあるんだろうと思う。

「あ、本当にあと半年なんだ」と思った出来事があった。半年ごとに出す書類を出す時期になったのだ。その書類をつくったとき、リアルに「半年」を感じた。それは、なんとも言えない寂しさだった。4月からの半年なんて、あつという間ではなかったか。その「あつという間」で私はクビになるんだと。

私たち組合は「お知らせ」なんて認めていない。それは、特例職員制度も2015年3月末雇止め(解雇)も認めないということだ。けれど、阪大は「お知らせ」を強行実施し、その態度を変えようとしな。たくさんの署名を提出しても、アンケートの結果を示しても変わらない。「同じ主張だ」「行き詰まりに達している(=『平行線』だ)」と。だから団交はしないと。こんな理不尽なことが許されてよいのだろうか。正規と非正規には差があつてしかるべしと言われ、低賃金で、それでも真面目に働いてきた非常勤職員を5

年や、6年や、2015年3月末で雇止めするというこのどが合理的だというのだろうか。

先日、教員から1通のメールが届いた。私の担当ではない業務のメールだったのだが、私、個人のメールに同報(CC)もなく送られてきた。図書室では、全員が業務を把握できるようにと、ICHOメールとは別に図書室のメールアドレスがある。その教員ももちろん知っているアドレスなのだが、そのアドレスには送られていなかった。

「図書室のメールアドレスに送ってくれたらいいのに」とぼやいていると、職場の非常勤職員が「石橋さんやったら分かると思ったのでは」と言ってくれた。10年もいたら周りの人がそう思うのも当然といえば当然なのだ。メールを転送して、担当者に対応を頼みながら、「阪大は、そういう人をクビにするんだよな」と心の中で毒づいた。こんなふうな人を使い捨てるのが今の社会だ。非正規労働者はどんどん増やされ、短い期間で「期間満了」などというキレイな言葉で職を奪われる。

このままではいけないと思う。特に阪大では声をあげることは難しいかもしれないが、今こそ声をあげるときではないだろうか。アンケートで明らかになったように、2015年3月末解雇を闘う私の周りには、同じように不安や怒りを持っている労働者がたくさんいる。私は、その皆さんの思いも胸に声を上げ続けようと思っている。



「2015年3月末解雇の撤回を求める賛同署名」第一次集約を提出!

ご協力ありがとうございました。

全国の労働組合・労働者のみなさま、今年の6月から取り組んできた「石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇の撤回を求める賛同署名」に、ご協力くださりましてありがとうございます。皆様のおかげで243団体署名と2953筆の個人署名が集まりました。国立大

学の教職員組合からも、韓国の闘う労働者からも署名が寄せられました。私たちは貴重な署名なので、提出するにあたり阪大に部屋を用意するよう要望しました。しかし、大学は拒否したのです。そこで、8月26日、私たちは署名提出を抗議行動として取り組みました。

阪大本部は、本部玄関前に4~5人の警備員を並ばせ、その前で署名を受け取るという不誠実な対応でした。私たちは「全国の労働組合・労働者の声を誠実に受け止めて欲しい」「抗議署名の重みをどう受け止めているのか」などと、大学の不誠実な対応を抗議・追及しました。しかし、「団交の場でないから、お答えできない」と、2015年3月末解雇問題に関する団交を拒否しておきながら、無責任な発言をくりかえすばかりでした。しかし、全国の労働組合・労働者の仲間たちが、阪大の不当な大量解雇攻撃に憤りをもって注目しています。この全国の労働者・労働組合の熱い連帯と支援の声に、私たちは励まされ勇気づけられています。署名活動は引き続き取り組んでいますので、ご協力をお願いします。

中労委棄却命令取消訴訟 第1回公判はじまる！ 傍聴支援をお願いします(11月10日午前11時～東京地裁527法廷)

長期非常勤職員に対する 2015 年 3 月末解雇問題である「お知らせ」について労働委員会でも闘ってきました。

阪大の「お知らせ」に対する団交の対応は、労働組合と誠実に協議し、合意をめざして交渉するというものでは全くありません。阪大は団交の場を「大学の方針を説明する場」としか考えていないのです。阪大は団交において、労使対等決定の原則を無視し、一方的に大学が決めた方針を説明し続けるだけなのです。「お知らせ」について、私たちの組合と 1 回 1 時間の団体交渉（2009 年 11 月 4 日）しかおこなわず、長期非常勤職員や学内の他教職組らの反対の声を無視し、11 月 24 日の役員会で一方的に「お知らせ」を決定し、強行実施したのです。私たちの組合とはその後、形式的な団交を 3 回おこなっただけで、団交を拒否しました。

この阪大の不誠実団交と団交拒否は不当労働行為であるとして、私たちは大阪府労働委員会に申し立てました（2010 年 9 月 15 日）。しかし、大阪府労働委員会は大学擁護の不当棄却命令（2012 年 6 月 15 日）を出したので、私たちは中央労働委員会に再審査申し立て（2012 年 7 月 2 日）をおこな

いました。ところが中労委も大学擁護の不当棄却命令を出したのです（2014 年 1 月 15 日、交付同年 2 月 25 日）。「お知らせ」が長期非常勤職員にとって深刻な解雇問題であるという点を全く考慮せず、阪大のいう短期非常勤職員と長期非常勤職員との「異なる取り扱いの解消」に合理性があると判断し、団交時間 1 時間でも実質的協議はできた、などと不当な判断をしました。阪大の非常勤職員の使い捨てと、非正規差別雇用を擁護したのです。

大阪府および中央労働委員会の大学擁護・労働者無視の態度は絶対に許すことはできません。私たちは屈することなく、8 月 20 日、中央労働委員会棄却命令の取消訴訟に踏み切りました。第 1 回公判は 11 月 10 日午前 11 時から東京地裁で始まります。今後とも裁判闘争に支援をお願いします。

なお、裁判の係争中であっても、大学の雇用責任は労使間で解決することが原則です。したがって、私たちは裁判闘争を闘うとともに、引き続き、阪大に対し団交拒否の撤回を要求し、2015 年 3 月末解雇阻止を闘っていきます。

非正規労働者の談話室

私たちは月 1 回木曜日の夜、学内で働く労働者の交流の場として談話室を開いています。どなたでもお気軽にお寄りください。アンケート作成には、正規教職員の方にも参加していただき、多くの助言をもらいました。ぜひお越しください。

10月23日(木) 第4講座室

11月13日(木) 第3講座室

12月11日(木) 第2会議室

☆いずれも午後6時～9時☆

豊中市立千里中央公民館

(千里中央駅下車)



編集後記

アンケート調査によって、私たちの活動に共感と支持を寄せていただいたと実感でき、大変励みになっています。アンケート調査の回答の記述欄等を読んでいると、記入者に直接お話を聞きたくなりました。もっと話したいという方もいらっしゃるかと思います。ぜひ阪大分会へ連絡ください。

なお、配布に際して勤務場所がわからず、アンケート調査票が手渡っていない方がいるかと思いますが、どうかご容赦ください。ホームページにアンケート調査票を載せていますので、ご覧ください。また、ご意見をお寄せください。